

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
政 策 総 務 課
電 話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第75号 令和3年6月宇治市議会定例会の招集
.....（政策総務課）…2
- 告示第78号 議決予算の公表.....（財務課）…2

訓 令 甲

- 訓令甲第3号 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の
一部を改正する規程.....（人事課）…2

公 告

- 公告第29号 道路の位置の指定.....（建築指導課）…3

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第4号 選挙管理委員会の招集.....3
- 告示第5号 直接請求に必要な選挙人の数.....3

告 示

宇治市告示第75号

令和3年6月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和3年6月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和3年6月3日

宇治市長 松村 淳子

- 1 期 日 令和3年6月10日
2 場 所 宇治市議場

(揭示済)

宇治市告示第78号

議決予算の公表について

令和3年5月招集の宇治市議会臨時会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年6月18日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度宇治市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度宇治市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,544,500千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16.国 庫 支 出 金		13,222,862	262,000	13,484,862
	2. 国 庫 補 助 金	1,633,929	262,000	1,895,929
歳 入 合 計		64,282,500	262,000	64,544,500

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3.民 生 費		29,999,557	262,000	30,261,557
	2. 児 童 福 祉 費	11,384,917	262,000	11,646,917
歳 出 合 計		64,282,500	262,000	64,544,500

訓 令 甲

宇治市訓令甲第3号

特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和3年5月31日

宇治市長 松村 淳子

特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程

特定の職にある者の掌理する事務を定める規程（平成17年宇治市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

健康づくり推進課主幹	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関すること。
健康づくり推進課主幹	

を

健康づくり推進課担当課長	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の総轄に関すること。
健康づくり推進課主幹	
健康づくり推進課主幹	
健康づくり推進課主幹	新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関すること。

改める。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

(揭示済)

公 告

宇治市公告第29号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり行いました。

令和3年6月18日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定年月日	道 路 の 位 置	延 長 及 び 幅 員
宇市第1 77号	令和3年6 月7日	宇治市伊勢田町若 林3番3	延長：28.78m 幅員：6.01m

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第4号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和3年6月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日 時 令和3年6月1日（火） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議 題 選挙人名簿の定時登録について 他

日 時 令和3年7月8日（木） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日 時 令和3年8月12日（木） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

（揭示済）

宇治市選挙管理委員会告示第5号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和3年6月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和3年6月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,090 人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51,488 人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,744 人

（揭示済）

